

第 2 2 回那珂市公共下水道事業下水道審議会 会議録

1. 開催日時 平成 29 年 8 月 2 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2. 開催場所 那珂市役所瓜連支所分庁舎 2 階会議室

3. 出席者 委員 18 名 事務局 8 名

4. 欠席者 委員 1 名

5. 審議会内容

事務局

本日はお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日の進行をさせていただきます、下水道課課長補佐の澤島と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、今年度は審議会委員の一部交代がございましたので、新任委員の方をご紹介申し上げますとともに、委嘱・任命をさせていただきます。

まず、地区まちづくり委員会の役員改選に伴いまして、「受益者を代表する者」として各地区から選出されております 8 名の委員のうち、2 名の方が交代となりました。新たに委員とされますのは、芳野地区選出委員の鈴木一司様でございます。瓜連地区選出委員の飯田士朗様でございます。

また、市の定期人事異動に伴い、「市職員」として選出されております 2 名の委員が交代となりました。新たに委員となりますのは、建設部長の引田克治でございます。産業部長の篠原英二でございます。

以上、新たに委員とされます 4 名の委員の方につきましては、本来であれば市長から委嘱状・任命書を交付すべきところではございますが、市長は本日公務の都合により欠席のため、それぞれのお席にあらかじめお配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

開会にあたりまして、事務局より、本日の出席状況をご報告いたします。

事務局 本日の出席状況をご報告いたします。
委員総数 19 名に対して、ただ今現在、本日の出席者は 18 名ですので、那珂市公共下水道事業審議会設置要綱第 6 条第 2 項に規定する定足数(過半数 11 名以上) に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。

事務局 ありがとうございます。本日は、委員の委嘱・任命後、初めての会議でございますので、委員の皆さまから各自、自己紹介をお願いできればと思います。

それでは、お手元の名簿順で、勝山委員からお願いいたします。

(委員、名簿順に自己紹介)

ありがとうございます。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(澤島総括、名簿順に紹介)

以上 8 名が出席しております。よろしく申し上げます。

ここで、勝山文久会長より、ごあいさつをいただきます。勝山会長よろしくおねがいたします。

会 長 みなさんこんにちは。梅雨明け宣言以来、天候不順が続いております。健康を害しそうな気候が続いておりますけれども、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年、公営企業会計の経営基盤の強化として、下水道の戦略計画を作ってきましたが、その中でいろんな課題が出てきました。本日の内容では、整備の計画を立てていない約 5,000 世帯の事業計画をいかにしてまとめしていくかが当審議会の役割になります。本日は現在の進行状況も報告していただきますけれども、これからは市民の方々が関心の高い残された分をどうするのかというのを考えていかなければならないので慎重にご審議をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

ここで、議事に入る前に、事前に郵送でお届けした配布資料の確認をさせていただきます。資料に不足のある委員の方がございましたら、事務局にお申し出ください。

ここからの議事は、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第6条第1項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされておりますので、勝山会長に議長をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

会 長

それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事進行にご協力下さるようお願いいたします。

まず、議事に入る前に事務局の方から取り合わせがございまして、私の方から1件お諮りさせていただきたいと存じます。

市民の方から今後の整備の手法を審議するにあたって、会議や会議の資料の公開・公表の要望が出ております。

基本的には、個人情報や、開示することで今後の事業に支障をきたす恐れがある情報を非公開とすることができる「那珂市公文書の開示等に関する条例」に基づきまして、開示の可否を個別に判断することになると思われますけれども、基本的には、市政、とくに下水道事業に対する市民の理解と信頼を深めていくためには、可能な限りの情報を公開していくことが重要であると考えています。

このため、今回の審議会から、原則公開として、審議会に提出された資料や審議会の結果を必要に応じて市ホームページの中でも公表していただきたいと存じますが、委員の皆さまから、情報を公開してはいけないという方がいらっしゃいましたら、今後事務局との協議となりますが、皆さまの中でもかなり関心の高い案件でありますので、公開すべきだという方、逆に公開すべきでないという方がいらっしゃいましたらご意見等をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

特に公開することに異論がなければ、今回から議事録や資料の概要を公開していきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしとの声がございましたので、今回からホームページの方で公開するという形にしたいと思います。

それでは、「平成28年度那珂市公共下水道事業報告について」を議題

といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは資料1をご覧ください。

平成28年度那珂市公共下水道事業報告について、1) 新設管路整備。
平成28年度公共下水道管路施設整備につきましては、主に額田・後台・門部・戸多・中里・下菅谷の6地区で、施行総延長6,516.3mの整備をいたしました。下段の表ですが、内訳として委託費、工事請負費、補償費を合計いたしまして、747,591千円となっております。

次に平成28年度末公共下水道整備状況についてでございます。全体計画面積といたしましては、3,257.8ha。事業認可区域面積といたしましては、1,710.6ha。整備済面積といたしましては、1,315.0haです。28年度末の整備率といたしましては、76.9%となっております。なお、平成27年末の整備済面積は1,283.0haとなっており、すなわち28年度中に32ha整備を行っております。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から平成28年度那珂市公共下水道事業報告についてご説明がございました。この点について、ご質問がございましたら、挙手の上お願いいたします。

特に無いようでしたら、「(2)平成29年度那珂市公共下水道事業予定について」を議題といたします。事務局の方からご説明をお願いします。

事務局

資料2をお開き下さい。

平成29年度那珂市公共下水道事業予定について、1) 新設管路整備。
平成29年度の管路施設整備事業費は、767,600千円により5地区ほか都市計画道路、市道整備箇所等の整備を行ってまいります。

平成29年度予算内訳ですが、委託費、工事請負費、補償費を合計いたしまして、767,600千円を計上しております。

下段の表になります。平成29年度各地区の工事予定内訳でございます。額田、後台、戸多、中里、菅谷、その他を合計いたしまして、管路布設延長が4,947m、流量計設置1箇所、マンホールポンプ設置3箇所となっております。

会長

ありがとうございます。

昨年よりは若干増えたような気はするんですが、なかなか進まない状況にあります。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

委員 1点質問したいのですが、平成29年度に流量計設置1箇所となっておりますが、どこに設置されていますか。

事務局 回答させていただきます。中里地区のため池の北側に流量計を設置します。

委員 流量計は何を目的としていますか。この地区の流量を測るのか。

事務局 そうです、中里地区の水量を測る流量計です。

会長 他に質問無いようでしたら、「(3)平成29年度の審議内容について」を議題といたします。事務局からご説明をお願いします。

事務局 資料3に基づきまして、ご説明したいと思います。

平成28年度に引き続きまして、未計画地区の今後の方向性をご審議いただく予定です。こちらが平成29年度の主なテーマでございますので、引き続きご協力いただければと思っておりますのでございます。

最初に趣旨について確認させていただきたいと思えます。具体的には、平成28年度に3回に分けてご検討いただいたものまとめでございます。まず、この時期に皆さまにご検討いただきましたのは、整備優先地区として位置づけられていない未計画地区の今後の汚水処理の方法について、当初答申から約10年を経過することに鑑み、現在の全体計画に基づく方法が、現状においてもコスト・質・期間ともに満足する方法であるかどうか、仮により適切な方法がある場合には必要に応じて見直すことも含めて検討することが必要な時期となっているためでございます。

このため、平成28年度の審議では、整備優先地区として位置づけられていない未計画地区の現状、考えられる方向性及び留意点について整理いたしました。具体的には、未計画地区のなかには人口密度が相対的に低く、合併処理浄化槽で汚水を処理する場合の費用に比べて公共下水道を整備し汚水を処理する場合の費用が高くなってしまいう地区が含まれる可能性があることから、必ずしも未計画地区すべてを公共下水道で整備することを前提としないで、汚水処理の現状を踏まえ、他の方法により整備する方法もあわせて比較検討し、再度判断することが、市民からの理解が最も得られる手順であると考えられます。

つきましては、現在の未計画地区における汚水処理の処理状況及びそ

の負担に対する市民の考え方をアンケートにて把握したうえで、市は公共下水道審議会に対して未計画地区すべてを公共下水道で整備すべきか否かを諮問させていただき、ご審議いただくことが適当であると思われ
ます。

次に、「2 平成 29 年度の審議内容について」でございます。

まず、「生活排水に関するアンケート」を実施させていただき、回答内容の分析をすることを予定しております。こちらのアンケートでございますが、未計画地区のすべての世帯、およそ 5,000 世帯でございますが、こちらの世帯の皆さまを対象に無記名で回答を求めるものになっております。実際のアンケートの案を添付させていただいているので、そちらをご覧くださいければと思います。現時点での案ですので、若干言い回し等の変更が発送前でございますが、この点につきましてはご了承いただければと思います。このアンケートは趣旨でご説明したとおり、現在の市内の生活排水の処理状況をお尋ねして、今後の方向性についてお尋ねするものでございます。具体的には、現在市内のほとんどの生活区域が今後下水道または農業集落排水で汚水の処理を行えるように順次整備を行い、可能な限り早期にお使いいただけるよう努めているということをお示ししたいと思います。これにつきましては、先ほど工務 G 長からご説明した通りでございます。

ただし、そのためには少なくとも 150 km 以上を整備する必要があるということをお示ししたいと思います。具体的には、昭和 57 年から工事をはじめまして、すでに 383 億円の管渠整備に対する費用をかけて 231 km を整備して、先ほどご説明した面積を整備したところです。残りの面積につきまして、工事を行うこととした場合には 150 km 以上の整備が必要で、これにつきましては昨年度の 2 月の時にお示した数字をもとに再度計算したものでございます。

長い期間がかかりますので、市では公共下水道の整備と併せて合併浄化槽の設置をおすすめしているところでございます。そのための補助金として、平成 5 年度から補助制度を設け早めの切り替えをお願いしているところでございますが、これまでの交付状況から未計画区域の約半数が単独処理浄化槽または汲み取り槽であると考えられます。そこで、合併浄化槽と単独浄化槽の違いがわかるようにしておきたいと思っております。

次のページをお開きいただきたいと思います。こういった趣旨でござ

いますので、このアンケートにて、台所、お風呂等からの生活排水の現在の処理状況や、今後の生活排水処理のためのご負担に対する考え方を把握させていただき、ご自宅の周辺や市内の環境を維持するための将来の生活排水処理のありかたを検討するための資料とすることを明示させていただきたいと思ひます。

繰り返しになりますが、このアンケートに関して個人に関する情報はお尋ねしない予定でございます。唯一聞くのが、大字のところだけでございます。こちらにつきましては、あらかじめ郵便のあて先がわかりますので、明示させておきたいと思ひますが、それ以外についての個人に関する情報等は含めない予定で準備を進めてございます。

4月1日現在の住民基本台帳を使用して、宛て名の抽出作業を進めているところでございます。アンケートは審議会、市長決裁で問題なしということになれば、8月下旬から9月にかけて郵送にてお願いする予定でございます。

続いて具体的な設問についてご説明したいと思ひます。3ページをご覧ください。まず問1で現在のご自宅の状況についてお伺いしておきたいと思ひます。どちらにお住まいか、何人でお住まいか、いつごろご自宅を建てられたのか、これからの水回り等のリフォーム・改修のご予定があるかどうか、についてお尋ねするものでございます。これらが分析の際の一つの資料となると考えております。

ページをめくっていただいて、4ページ、5ページをご覧ください。と思ひます。問2で現在のご自宅のトイレからの水処理の方法をお伺いしております。水洗トイレになっているのか、そうではないのか、を尋ねるものとなっています。水洗トイレとしましたので、浄化槽の詳しくない方でも、単独処理浄化槽または合併処理浄化槽でも水洗トイレになっているか、いないかはどなたでもわかるかと思ひますので、まずここで水洗トイレになっているか、いつごろ改修したものなのかを尋ねたいと思ひております。

次の5ページ目で、現在のご自宅の台所・風呂からの水の処理の方法をお伺いしております。まず①として最終的にそれらの水はどこに流しているかという質問をしたいと思ひます。具体的には、1.敷地内に浸透枡を設置して地中に浸透又は蒸発散させている、2.道路側溝に流している、3.その他となっています。宅地内で処理しているのか、放流しているのかをまず尋ねたいと思ひております。その他で考えられますのは、雨水等のための特別な管を入れている地区が若干ございますので、それらに接続されているだろうと考えております。

②で合併処理浄化槽をお使いか、特に処理していないかということを探ねたいと思います。合併処理浄化槽をお使いの方でしたら、名前もわかるでしょうし、よくわからない方や昔からお使いの方は単独処理浄化槽で特に処理はしていないとすぐにわかると思いますので、ここで合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の仕訳ができるようにしております。

それがいつごろ接続されたかを次の設問で探ね、逆に処理はしていないと答えた方にはこれまで合併処理浄化槽にされていなかった理由はどのような理由なのかというのを複数回答で探ねたいと思っております。具体的には、合併処理浄化槽を知らなかったから、生活排水の排水先に困っていなかったから、家庭の生活排水程度では環境悪化の原因になると思っていなかったから、浄化槽のための土地がなかったから、設置費用がかかるから、設置時に補助金があることを知らなかったから、浄化槽を使用するには点検や汚泥の引き抜き等の作業を手配する必要があるから、またそれらには費用がかかるから、下水道が整備されたときにすぐに接続したいと考えているから、自宅を改修する際に変更したいと考えていたから、建て替えをする際に変更したいと考えていたから、というような案を考えおります。

ページをめくっていただいて、6ページ、7ページでございます。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の点検・清掃の状況をお伺いしたいと思っております。浄化槽につきましては設置しただけでなく、その後のメンテナンス、特に清掃等を行わない場合、あるいは消毒のための塩素剤をそのままにしていた場合、環境悪化の原因となりますので、こういった点検・清掃が行われているかどうか探ねる設問でございます。まず点検については、そもそも汲み取り槽なので設置していない方、点検業者と契約して年3～4回以上点検している方、通常の5人槽だと少なくとも年3回と定められておりますので、このような数字となっております。また、法定検査（11条検査）のみ年1回受けている、その他、わからない、点検はしていないとなっております。同様に清掃、具体的には底にたまってしまった汚泥の引き抜く作業をしていますかということですが、そもそも浄化槽は設置していない、点検業者が指示したときに清掃を依頼している、1～2年おきは清掃をしている、その他、わからない、特にしていない、という選択肢を用意しております。

問5、問6がこのアンケートの肝となる部分でございます。一つ目が合併処理浄化槽にされていなかった方が対象となるような書きぶりとなっておりますが、皆さんを対象としているものでございます。単独処理浄化槽や汲み取り槽からの変更の支援策についてお探ねするものでご

ございます。趣旨としましては、市内の水環境を向上させるために市が行う支援策として、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への変更を希望される方への支援策について、今のお気持ちに近いものを選んでいただくものとなっております。ここでの留意点としましては、合併処理浄化槽の耐用年数は少なく見積もった場合でも15年、税金に使う時の耐用年数が15年であることから、下水道が整備されるのがおよそ15～30年以上となる地区にお住いの方を対象に、合併処理浄化槽の設置時に補助制度を仮に見直すこととした場合に考えられる支援策についてお答えいただく内容のものです。また、1～3までの支援策につきましては、新たに变更される方だけではなく、該当地区にお住いの場合にはすでにお使いの方やこれから家を建てて新設される方などを対象になるものとしてご回答いただくものでございます。

具体的には1番として、今でも出している合併処理浄化槽の設置費用補助のほか、法定検査などの毎年必要となる維持管理費用の負担が軽減される制度とし、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの変更をすみやかに促していくことが望ましいというものでございます。こちらについて、現時点での計画や予定はございませんが、各世帯の実質負担額が下水道にした場合の使用料程度になるものとしてお答えいただくというふうにしておきたいと思っております。この審議会ですら昨年ご審議いただいた内容に照らし合わせてみますと、一つ考えられることが、維持管理費用についても補助制度を増やしていけばという案でございます。その後確認させていただいたところ、隣の東海村でございますが、一部世帯、具体的には200世帯程度でございますが、公共下水道のエリアの予定地から外して、合併処理浄化槽で整備を行っていただく。それを個人設置型の合併処理浄化槽で行っていただくということで、維持管理費の補助制度を立ち上げた例がございます。もう一つは市町村設置型、所有者を市に帰属させていただいて、毎月の使用料としてご負担いただくというやり方を考えております。この場合、近隣ですと、常陸大宮、常陸太田、大子、また、特に進んでいるのが霞ヶ浦・涸沼流域の桜川、行方、小美玉がでございます。こちらのいずれか、補助を上乗せするやり方または市町村設置型にするのが合併処理浄化槽への変更を増やす施策だという場合には1番に丸をつけていただくことを想定しております。

2番につきましては、費用ではなく、合併処理浄化槽で処理した水を放流するための側溝や排水管を道路に整備する取り組みを進め、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの変更をすみやかに促していくことが望ましいというものでございます。先ほどの質問で処理した水を最終的にどこ

に流していますかというような質問との関連性であるとか、具体的にお金で解決できない問題があるのではという仮説に従いまして、排水管ないし側溝整備を進めないと始まらないのではというご意見がどのくらいいるのか把握したいと思います。

3 番目でございます。こちらは補助制度の開始後既に 20 年以上、平成 5 年度から始まっておりますので、このことを考えると、新たに合併浄化槽への変更を希望されるかたは限られると思われることから、今後 15 ～30 年以上の時間がかかっても、下水道の整備を継続し、浄化槽の設置に伴う点検や清掃等の作業が不要となるようにしていくことが望ましいというものでございます。前のページの現在の水の処理状況の特に処理はしていないという方で、なぜ合併処理浄化槽を設置していないのですという質問にリンクさせている形ですが、そもそも設置する場所がないですとか、汚泥の引き抜きとかの臭い・手間に対応するためには下水道ではないかというご意見に対応するものでございます。念のためにその他も設けております。

7 ページでございます。下水道が供用開始になった際のお考えについてお伺いするものでございます。今後、お住まいの地域で下水道による生活排水の処理が可能になった場合、下水道に接続し処理方法を変更したいかどうか、今のお気持ちに近いものを選んでいただくものになります。こちらは二者択一になります。供用開始後、数年以内に接続すると思う、すぐには接続しないと思う、いずれかを問うものになります。

この前提条件としていくつか示させていただいております。1 つ目は、現時点では計画がないこと、早くとも 10～20 年程度先になることをまず明示しておきたいと思っております。2 つ目が費用面のことでございます。昨年度の 2 回目の審議会で整理させていただいた内容でございますが、公共下水道に変更する際に必要な費用と変更後に必要な費用を明示することにしたいと思っております。当然これをなしにして下水道に接続したいと思いますかと設問すると、それなりの方がつなぎたいということになりますので、ご負担があるということを何らかの形でお示しする必要があるのではないかと考えております。

具体的には、受益者負担金の納付が面積に応じてございます。それはすぐに公共下水道に変更しない場合にもいただくということになります。変更時には改修費用、浄化槽の撤去費用などがかかりまして、変更後は 2 か月に 1 度の下水道使用料を 20 m³ 使用する場合に税込 3,024 円いただく。それは上水道と一緒に頂くということを明示しておきたいと思っております。

逆に不要となる費用については、先ほどから出ております法定検査費用、保守点検業者と契約した場合の点検費用、ブロワーの電気代、汚泥の引き抜き・清掃、またはし尿の汲み取り費用等が不要となるということは当然明示しておきたいと思えます。また、その他の注意事項として、那珂市の場合は汚水と雨水を分別して処理する分流式であり、仮に下水道が整備された場合であっても、雨水を流すことはできないということになっています。

もう一つは、下水道法という私たちの根拠となっている法律がございますが、この中では公共下水道の供用開始後 3 年以内に水洗トイレにすること、また台所や浴室などからの水も直接下水道に流すことができるように排水設備の工事をするように定められているというのも示しておきたいと思えます。あと、今後 10 年間はどうかというのは、事業認可を得ている地区を順次行っていくということを示しておきたいと思えます。

最後の 8 ページをご覧ください。前の質問で「すぐに接続をすると思う」、「すぐには接続しないと思う」、という理由をそれぞれ尋ねたものでございます。先ほどまでの合併処理浄化槽にした理由、しない理由と似たような形で仮定しました。まず接続する方は、生活排水の排水先に困っているから、浄化槽を設置するための土地がない、浄化槽の設置費用を考えると最初から下水道にした方が費用は安くなる、浄化槽や汲み取り槽の点検・清掃費用より下水道使用料の方が安いと思う、浄化槽を使用する際に定期的な点検や清掃が必要だから、浄化槽が壊れた時のことを考えたらすぐに接続した方がよいと思ったから、いずれリフォームしようと思っていたから、法律で定められているから、となっています。供用開始してもすぐには接続しないと思うという理由ですが、排水先に特に困っていない、生活排水程度では環境悪化の原因になるとは思っていない、浄化槽や汲み取り槽の点検費用に比べて下水道使用料の方が高いのではないかと、下水道に接続する際の改修を考えると浄化槽を設置するために払った費用がもったいないと感じてしまうから、すぐに接続はしないが浄化槽が壊れた時に接続したい、家庭の事情等で現在の自宅を改修する予定はないから、というのを想定しています。

これら 8 ページ、具体的には 6 ページになりますが、これらの質問について、未計画地区約 5,000 世帯の方、住民基本台帳に載っている世帯主の方を対象にお届けしたいというふうに考えてございます。特にご意見等がございませんでしたら、8 月下旬に発送いたしまして、2～3 週間を区切りとして、9 月の下旬頃をめどに締め切りとさせていただきます。

考えています。当然これらの情報については、市のホームページでもご案内しているところですので、案内文もつけさせていただくとともに、ご依頼状と合併処理浄化槽の補助制度のご案内も印刷して添付させていただきたいと考えております。

資料3にもどっていただきまして、これらを10月中ごろから順次結果の方を取りまとめていきたいと考えております。その後事務局で分析を予定してございます。具体的には合併処理浄化槽を利用されている方が今後公共下水道に接続したいとお答えかどうか、公共下水道が供用開始になった時、接続の希望者はどういった方なのか、そこから逆算してどういったところが必要とされているのか、合併浄化槽では代替えがきかない場合はどういったことを理由にされているのかを明らかにし、時間がかかっても公共下水道で行うべきなのか、合併浄化槽での水質・条件がクリアできれば問題ないのか、を把握してきたいと考えています。

その結果がまとまりましたら、審議会で分析したものをご提示したいと考えてございます。具体的には申し上げられませんが、10月下旬から11月頃にお集まりいただければと考えているところではございますが、時期については未定ですので遅れることも含めてご了解いただければと思います。その際に未計画地区の今後の整備の方向性についてご審議いただく予定でございます。まずはアンケートの分析結果をご提示させていただき、その場で未計画地区の現状の整理およびアンケート結果を踏まえて、事務局案を取りまとめて、審議会の皆さまに諮問をさせていただき予定でございます。アンケートの結果であるとか、現在下水道課では把握している合併処理浄化槽の設置状況を勘案して基本的な方向性、時間をかけてもすべて公共下水道で行うことが適当なのか、一部を公共下水道から合併処理浄化槽の区域として新たに設定することが適当なのか、費用はかかるのですが、すべてを合併処理浄化槽の区域として行うことが市民にとって一番良いのかどうか、それらについてお諮りさせていただこうと考えています。最終的には1日で決めていくわけにはいきませんので、その後、もう一度お集まりいただいて、内容についてご審議いただき、市長に対して答申いただければと考えています。ただし、未計画区域のうち公共下水道で整備することとなった場合の具体的な整備順位の決定につきましては、平成29年度の審議内容には入れてございませんし、未計画地区の整備の方向性を決めていただくのが一つと狙いとなっておりますので、具体的な整備区域の設定は、別途、来年以降改めて市長から諮問させていただきご審議いただくことが適当であると考えているところでございます。昨年に引き続き複数回にわたる審議をお

願いすることになります。お忙しいところ申し訳ありませんが、何卒よろしくお願ひします。

会 長 ありがとうございます。ただ今、29年度の審議内容、アンケートの内容についてご説明いただきました。今後の整備の方向性について、決めるスケジュール等もご説明していただきました。この件について、ご意見・ご質問ございましたら、挙手の上お願ひします。

委 員 アンケートについてですが、教えていただいたんですけども、7ページの公共下水道に変更する際に必要な費用で、29年度市街化調整区域の例として供用開始前年の受益者負担金の納付がありますが、住宅地の100坪くらいであれば問題ないかと思いますが、田舎の場合、宅地は300坪くらいある。上限500㎡という解釈でいいんですか。

事務局 アンケートには書いていなかったもので、誤解を招くことがあったかもしれませんが、実際的那珂市の条例の運用としまして、市街化調整区域の場合、基本的に畑等には賦課しておりません。宅地のみを賦課しております。また宅地であっても、一つの家屋に対して500㎡を超えた分については、その時点で納めなくてよい猶予制度を設けてございます。ですので、500㎡395,000円というのが目安になるだろうということで書かせていただきましたが、猶予制度のことがかかれていなかったもので、留意していきたいと思ひます。

委 員 そのところはきちんと書いていただかないと。
公共下水道は期間がかかる。農集だと比較的時間がかからず整備できる。これは国交省と農水省との関係だと思うのですが、公共下水道を農集に切り替えるという案はないのでしょうか。そうすればもう少し早くできるのではないのでしょうか。そこのところを教えていただければありがたいなと思ひます。

会 長 公共と農集の取り合わせですかね。その辺についてご回答お願ひします。

事務局

昨年度の委員の皆様につきましては、昨年度の 2 回目の審議会で整理させていただいたところでございます。農業集落排水は現在市内 6 箇所整備してございます。順不同でございますが、西木倉、戸多北部、戸崎、鴻巣、門部、神崎額田 6 地区です。主に二中、三中学区が中心になってございます。これらの整備につきましては、平成 6 年から行っておまして、管渠の延長でいうと約 100 km 程度整備してございます。確かに公共下水道よりも工期が短く、短期間でできるというのも特徴の一つでございます。一般論でございますが、施工する深さや考え方、公共下水道だとすべての汚水の処理が建前となりますので、工場からの排水もすべて受け入れるというのが原則です。なので、水量も多くなりますし、施設も大きいものになります。これに対して、農業集落排水の考え方は集落単位ごとに集合で処理する大きな合併浄化槽を設置するイメージでございます。原則として工場からの排水を入れることはできませんし、事業所からの排水も一般家庭程度のみであり、入れることはできません。そういったこともありまして、公共下水道よりも比較的短期間のうちに整備できるというのが一般的に言われていることではないかと考えているところでございます。市の方では酒出地区で農業集落排水を予定している地区は、旧那珂町のときに計画を立てて以来となりますが、これで一回りすることになります。残りの地区は新たな地区として農業集落排水とするべきということになります。処理場の設置場所を予定するとか、もう一つ課題となる点は、管渠の整備は短期間で安上がりにできることとなりますが、毎年の維持管理費を考えた場合、公共下水道は 4 億 7,000 万円の収入を得ている中で県の流域下水道に支払う経費は 1 億 7,000 万円程度、その他利払いや元金の償還ができる状況になっていますが、農業集落排水については、使用料収入 7,000 万円程度に対して電気代やメンテナンス費用に 1 億 5,000 万円程度要していますので、利払いや元金の支払いはもちろんのこと、毎年の経費を 8,000 万円以上の赤字を計上している。その赤字を補てんするのは一般会計からの繰入金、税金で対応していることとなりますので、具体的な処理場を整備する場所を検討しなければならないという点と経費の面からいまのところ公共下水道でおこなった方がよいという点で進めているところでございます。

委員 説明ありがとうございました。私の住んでいる地区では水郡線の北側です。10年以上かかるということで、早いところと30年くらい差が出てきますよね。あと10年後生きていないかもしれないので、早くやっていただきたいというのがある。いろいろな話を聞いてわかるが、農水省と国交省にうまく働きかけて、両方でやっていただきたい。内容は分かりました。

会長 その他何かございますか。

委員 アンケートにあたって、未整備地区の範囲が一般の方は分からないと思います。地図の中に未整備区域の範囲、Ⅰ～Ⅲ期は計画がありますというのを図面で配付するのがよいかと。

正しいのかどうかわからないけど、Ⅰ～Ⅲ期以外を言っているのか。

事務局 まず最後のご質問についてですが、去年の一回目の時にお配りさせていただいた図面の色がついている区域、具体的には水色のところがⅠ期で既にめどが立っている区域、オレンジ色のところがⅡ期ということで整備を進めようとしている戸多地区、後台地区などになっております。緑色のところがⅢ期地区でございまして、下大賀、古徳地区等になっています。Ⅰ・Ⅱ期についてはすでに認可を得ていますので、当然対象外、Ⅲ期につきましても整備優先地区として載せているところですので、認可こそ得てはませんが、今回のアンケートからは外して考えたいと考えています。

委員 ありがとうございます。Ⅲ期まで終わったら未整備に着手するということであるでしょうから、時間的に10年後、20年後生きているかどうかという話もありましたけれども。Ⅲ期はどこまでの範囲をやるか分かり、未整備地域はいつごろになってしまうか、28年度は6.5km、このようなペースで進んでいくと、何年先になってしまいますよというのをアンケートの中に入れてみると、大変だということがわかるのではないのでしょうか。

事務局 おっしゃる通りだと思います。どのように表現すべきか悩ましいところではございますが、考えているところでは、表紙のところでございます。地図でこそ明示はしていませんが、工事状況ということで最終的には 380 km程の管渠を設置して、那珂市内およそ 100 平方キロメートル整備するわけですが、そのうち 231 km、約 3 分の 2 強は進んだものの、残りの 150 kmのところには皆様のお住まいがあるんだということを表示したところでは。当然ながら時間がかかる、年に整備できるのも 5~6 キロ程度で 6~7 億円のお金をかけての整備でございますので、現状でいうと 30 年程度かかってしまうというのは単純な割り算でございます。

委員 5000 世帯出すという話ですけれども、私の地区の計画はどうなっているんだろうと、Ⅲ期までに入っているのか、未整備なのか、一般の人は分からないということで、地図みたいな形で範囲がわかるようにすると、今のペースだと何年先になってしまうのか、概略的なことを断りながら、わかるような図例を作ればわかりやすいのではないかと。

会長 書きにくいかもしれないがⅠ~Ⅲ期以外で 30 年かかるというのをわかるような形で書いてくださいという意見だと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 Ⅲ期までの方には当然送りませんが、残りの整備優先地区にならなかった方については送らせていただきます。Ⅲ期が終わるのが早くても 10 年先という見込みが出ておりますので、早くても 12~13 年後から、遅くても 30 年というのは 6 ページに記載した通りでございます。

委員 Ⅲ期が終わるといった 10 年後というのは、始まるのではなくて、終わるのですか。

事務局 下水道の課題がございまして、道路のように基点から 500m というようにいかないところが悩ましいところございまして、すべてのご家庭に使えるようになるというのは建前ではございますが、道路の前に公共柵というご家庭に接続するための塩化ビニル製の管ができて、その土地が供用開始となるわけですけれども。

委員 細かいことではなくて、Ⅲ期で終わるのか、始まるのか。

事務局 下水道の工事費は非常にかかるところがございまして、現在の事業費のベースアップを含みで、おおよそ10年くらいで完成するのではないかと、あくまでも見込みになってしまいます。私どもで考えていますアンケートは具体的な数字を入れてしまうとイメージが強すぎてしまうと。あくまでも概ねという形にさせていただきたいと思います。

会 長 最初のお断りのところで、もう少しわかるように書いてもいいかもしれないですね。

委 員 アンケートは具体的にできないことなので、那珂市としての下水道整備の方向性をつかめて、どのような手順で行くという方向性を市民から受けて明示できれば、アンケートの意味は十分達成できるのかなと思いますが、どうですか。

会 長 今後事務局としても、未整備の方々が下水道で30年かかってもいいのか、という判断を得るための資料にしたいということだと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

事務局 委員さんからご指摘があったように、審議会で検討させていただいているというのは、そういった内容になってくると存じ上げています。その他、全体計画といいまして、農業集落排水事業と山間部を除いてほとんどを公共下水道でやっていこうというのがもともとの大綱となるかと思えます。しかしながら事業費も年数もかかると、一般の市民の方からも、下水道を早くしてほしいとか、その他多数のご相談がございまして。はたして市民の皆さまが本当に求めているのは、公共下水道を求めているのか、適切な汚水処理方法があればなるべく早くしたいというのをご要望されているのか、そのニーズをつかもうと。アンケートを踏まえた上で、審議会も踏まえた中で、再度立ち止まって市の方向性を見出していきたいというのが大きなテーマとなっていると認識しております。

会 長 ありがとうございます。基本的には未計画地域の方々の真のニーズを把握したいという形でアンケートを取っていくということですかね。
気になったんですが、合併浄化槽の中で、11条とありますが、定期点検ですかね、その辺の説明をやっといたほうがいいのかもかもしれませんね。役所の人はもともとの法律を省いて11条というふうにお話しするので、

市民の方にでもわかりやすく記入しといたほうがより親切かなと感じておりました。

委員 6 ページの間 4 の①ですが、浄化槽はどのように点検していますかで、丸は一つとなっていますが、設問でおそらく「2 保守点検」はやられているかと思いますが、「3 法定検査のみ受けている」の方も協会の方から通知がきまして、丸 1 つではしょうがない気がするんですが。2 と 3 はやることになっているので、修正してもらいたい。

事務局 そうですね。ありがとうございます。

委員 もう 1 点ですが、問 6 の下水道という表現ですが、公共下水道という意味ですよ。ですから一般の方々がわかるように公共下水道という表現にした方がよいと思うのですが。

それと先ほど後藤さんの方からいい質問ありましたが、市民は自分たちのところはいつできるんだというのがほとんどわからないんですよ。班の集まりとかでもほとんどそうなんです。Ⅲ期までは計画のようにやって、我々のところはそれ以外なんだと一目でわかるようにしてくれと、市民は本当に助かると思います。私たちの住んでいる地区の位置付けがわかると思うんですよ。できれば検討していただければと思います。

事務局 まず問 6 についてですが、公共下水道という内容になっております。

2 点目の一目で内容わかるようにという点ですが、委員さんのおっしゃっている内容は十分に理解しておりますので、文言等を用いながらもっとわかりやすく、表現していくように検討できればと考えております。

委員 一般の人は分からないですよ。私が言っているのはアンケートの正確性、住民が何を求めているのかをつかむために細かいこと言ったのであって、アンケートの本質を検討する必要があるかだと思います。

問 3 の浄化槽の「化」が抜けています。

会長 その他ございますかね。なければ若干の修正を含めまして、基本的にはこういった中身でアンケートさせていただきまして、次回に結果を踏まえた方針を示していきたいという形になるかだと思います。その他何かございましたら。

委員 問5の2で「排水するための側溝や排水管を道路等に整備する仕組みを」と書いてございますが、土木課と下水道課でタイアップして、側溝整備を進めていっていただければと思います。そうすれば合併浄化槽の整備もスムーズに進むのではないのでしょうか。

会長 庁内の調整のご意見までいただきありがとうございました。その他なければ議事の(4)その他に移ります。何かございますか。

委員 私の方から何点か質問させていただきます。
合併浄化槽の件でいろいろ出ていましたが、私も合併浄化槽を設置しております。個人で維持管理について、やっているつもりですが、点検業者と契約して年に3回やっていただいて、法定検査も受けているんですが、今年の法定検査で、BODの値が30を超えて排水基準から外れてしまう。再検査で県の方が水質検査に来られました。やっぱり基準から外れてしまった。合併浄化槽を設置した人が適切に決められたことをやっているんですが、排水基準を満たさない。原因ははっきりしているんですが、我々の生活がきれい好きなので、漂白剤とかの想定外の薬が流れてきてしまうと。水戸市でも何百世帯と開発していますが、合併浄化槽なんですね、合併浄化槽の排水は側溝を流れて川に流れるわけですから、我々が飲むんですよ。我々にかえってくるんです。合併浄化槽の水質管理は問題であると思っています。合併浄化槽は認定の認められているものを使っている。今後の問題として、合併浄化槽を設置せざるを得ない状況になったとして、水質問題はこれから出てくるのではないかと心配しています。規格外となった場合、市としてはどういう対応をするのか。それと合併浄化槽は15年で耐用年数を経過するというのですが、再設置が必要となった場合、どのような支援制度があるのか。

これから公営企業に移行しようとした場合、那珂市の公共下水道は100%那珂久慈流域下水道へ流れて処理されるわけですよ。雨水でも入れてしまうと、維持管理費を下水道料金でお支払いするわけですよ。いかに公共下水道を効率よく維持管理していくかという時に、認可している計画汚水量と実際に那珂久慈下水道に払っている水量に差異があるのかどうか。本来払わなくていいものまで払っているのか、原因はなんなのか。それと支払っている料金はいくらなのか。

事務局

1 つ目の合併浄化槽の件についてご回答します。那珂市として合併浄化槽の水質が極端に悪い場合どうしたらよいかというアドバイスは県以上には行っておりませんので、一般的には県の水質の担当の方での対応になろうかと思えます。ただしそもそも検査を受けていただくこと、不適合になった場合にその原因を突き止めて対策をとっていただくことが解決の道になるので、検査を受けていただくというお願いにつきましては、県と一緒に進んでいるところです。実際に何が原因で水質の悪化、浄化槽では処理しきれないのかというのをこの点検で透明度を見たり、BOD等の数字を見ることで、ヒントを得て原因を探っていくというやり方になろうかと思えますが、例えばブローが壊れていたり、委員がおっしゃられているとおり、通常の家よりも多い塩素剤を使っていたり、そういった原因が分かった場合、対応していただくことになろうかと思えます。参考までに県の浄化槽の集まりの中で法定検査を受けていただいている割合が5割程度、那珂市の場合は47.8%ということで、県央地区の平均程度になっております。BOD30となっている浄化槽は6~15%となっております。

合併浄化槽の交換の時に補助金が出るのかどうかでございますが、おおむね15年経過したものについて出しております。

続いて、公共下水道事業の実際の水量についてご説明させていただきます。H28年の年間の処理水量でございますが332万 m^3 となっております。365日で割ると、約9,000 m^3 。一人当たり一日に換算すると、約0.342 m^3 程度となっております。これに対して、いくら料金回収しているのかというのは、有収水量というものになります。これが278万 m^3 となります。年間処理汚水量は那珂市の境で測っている汚水量になりますが、有収水量は上水道のメーターを通過した、料金徴収の根拠となった水量です。つまり83.5%しか料金をかけることができていない状況になっております。残りの約17%が不明水と呼ばれるものになっています。その原因として推測ではございますが、雨水を流してしまっている方がいるのではないかと、流している方はいなくても地震の後に数字が非常に高くなった時期がございましたので間違いはないのですが、下水管の間からしみ込んでしまうものがそれなりにございます。手持ちの数字は28年度しかございませんが、震災前の数字は80%前半でその後不明水が多くなった時期がございまして、平成27年度まで実施しておりました災害関係の復旧もございまして、有収率が戻りつつある状況でございます。

委員 プロは説明するとわかると思うのですが、皆さんは分からないと思うんですね。もっと簡単に説明していただきたいです。私がかみ砕いて説明すると、332万 m^3 分を県にお支払いしていて、実際に那珂市民から徴収しているのは、278万 m^3 しか徴収していない。差が55万 m^3 、本来払わなくてよいものを払っている状況にあるということですよ。こういうことを解決しなくてはダメですよ。多すぎますね、おそらく雨水も下水につないでしまっている人が多いですよ。執行部の方でも検討していただいて、少しでも少なくなるような努力をしていかざるを得ないと思ってご質問させていただきました。

会長 一部ではズルをする人いるのかもしれませんが、下水道課でチェックするのは難しいのかなと思います。不明水は地下水だけであると考えてのではなくて、ズルをしている人がいるかもしれないと考えて、啓発するようなポスターや広報で考えてみるとよいかもしれないですね。県に対して、不明水に対して割引の交渉を自治体で協力してやってみるというのもいいのかもしれませんが。なるべく経営基盤をより強固なものにする意味も含めての提案です。

その他なにもなければ4のその他に入ります。事務局の方から何かございますか。

事務局 2点ほどございます。

1点目は会議の冒頭に勝山会長からありましたとおり、審議会は原則公開ということで了解いただけましたので、今日の資料や、こういったことが審議されたのかを、公表できるように速やかに準備していきたいと考えておりますので、ご承知おきしていただければと存じます。また審議会設置要綱についても改正する必要があると思っておりますので、そのつもりで準備を進めてまいります。改めて次回ご説明したいと思いますのでよろしく願いいたします。

2点目としましては、次回の日程でございますが、第2回目、第23回会議の日程につきましてはアンケートの結果がまとまった後、諮問の案がまとまった際に、お願いできればと考えておりますので、10月下旬から11月頃、年内に行いたいと考えてございますので、近づきましたら、ご通知の方を差し上げたいと存じます。お忙しいところ恐縮ですが、引き続きご協力よろしく願いいたします。

会 長 以上で審議内容についてすべて終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。事務局へお返しいたします。

事務局 勝山会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。最後にその他に入ります。委員の皆さまから何かございましたら、どんなことでも構いませんので、ご発言お願いいたします。

委 員 公開の話ですが、これはあくまで書類の話で、この会議を公開するという意味は含まれますか。

事務局 原則論からいいますと、当然傍聴も可とするものになるかどうかと考えています。ただ傍聴するに際しても、物理的な問題、どうやってお知らせをするか、人数をどうするか、その時の資料など。また今回は具体的な地区はございませんが、具体的な地区や人口密度を出してのご審議になるかどうかと思いますので、原則として公開とするが、非公開の条件等を要綱で整備していくかが課題と考えているところです。

会 長 総合開発の審議会は全部公開だという話で、一般の傍聴まで手配していると聞いておりますが、審議会として整合性をとっておかないといけないと思いますので、そのへんも整理していただいてという形でよろしいでしょうか。

事務局 他に何かございますか。事務局からほかにあればお願いします。
(なし)

 以上をもちまして、那珂市公共下水道事業審議会を閉会いたします。
お疲れ様でした。